

2018.07.01

交通リスク情報 <2018 No.1>

自動車運送事業に関わる直近の法令改正

【要旨】

- 自動車運送事業は各種法令により規制されており、2018年4月以降、種々の改正法令の施行が相次いでいる。
- 改正内容には、点呼における睡眠不足の状況の確認や、過労防止関連の違反等に対する厳罰化がみられ、事業者においては、過労運転による事故の防止に向けた取り組みが重要となっている。

1. 直近の法令改正

自動車運送事業者においては、その事業を行うにあたり各種法令により規制されているが、本年4月以降、種々の改正法令の施行が相次いでいる。

例えば、国土交通省は本年6月から、事業者が睡眠不足の運転者を乗務させることを禁止するとともに、点呼において睡眠不足の状況について確認することを義務付けた。また、7月には、自動車運送事業における過労防止関連の違反等に対する行政処分を強化することを予定している。

そこで、本稿では、自動車運送事業に関わる各種法令のうち、本年4月以降に施行された改正法令の内容について整理する。

表1 自動車運送事業に関わる直近の改正法令の内容

施行（予定）日	概要
2018年4月1日 (2017年12月28日 公布)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法令：旅客自動車運送事業運輸規則第47条の2 及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の3 ・関連事項：運輸安全マネジメント ・改正内容： 安全管理規程の設定等の義務付けの対象となる一般乗用旅客運送事業者等を、事業用車両を200両以上保有する者とする。 ・対象の免許種別：貨物、旅客（乗用）
2018年4月24日 (2018年4月24日 公布)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法令：道路運送法 ・関連事項：貸切バスの安全投資状況の確認 ・改正内容： <ul style="list-style-type: none"> 【対象事業者】 ①一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査の結果、事業運営に必要な経費が賄えていないおそれがある法令違反が確認された事業者 ②外部から寄せられた情報を勘案し、安全投資状況の確認が必要と認められる事業者 【実施方法】 「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」を踏まえて確認する。 【確認結果】 安全投資状況が適切でない場合は、行政指導を実施する。 ・対象の免許種別：旅客（貸切）

<p>2018年6月1日 (2018年4月20日 公布)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法令： 旅客自動車運送事業運輸規則及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」 貨物自動車運送事業輸送安全規則及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」 ・ 関連事項：睡眠不足の確認・記録 ・ 改正内容： ①事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加する。 ②事業者が乗務員の乗務前に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加する。 ③運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない又は継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ることを追加する。 ・ 対象の免許種別：貨物、旅客
<p>2018年6月1日 (2018年6月1日 公布)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法令： 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 ・ 関連事項：運転者に対する指導監督指針 ・ 改正内容： (1) 貨物自動車運送事業者が運転者に対して行うこととされている指導及び監督の内容として、睡眠不足が交通事故を引き起こすおそれがあることを理解されることを追加する等所要の改正を行う。 (2) 旅客自動車運送事業者が運転者に対して行うこととされている指導及び監督の内容として、以下の項目を追加する等所要の改正を行う。 ①事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法を理解させること ②睡眠不足が交通事故を引き起こすおそれがあることを理解させること ③安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法を理解させること ・ 対象の免許種別：貨物、旅客
<p>2018年7月1日 (2018年3月30日 公布)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法令：自動車運送事業者に対する行政処分等の基準 ・ 関連事項：過労防止関連違反等に係る処分 ・ 改正内容： ①過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を2倍～4倍に引き上げる。(トラック、乗合バス、タクシーの初違反の主なもの) ②トラックの行政処分において使用を停止させる車両の割合を、最大で保有車両数の5割まで引き上げることとする。 ③トラックドライバーが安心して働くことができる環境を整備するため、トラック事業者の法令遵守の徹底を図る所要の措置を講じる。 ④その他所要の改正等を行う。 ・ 対象の免許種別：貨物、旅客（乗合、乗用）

(国土交通省の発表資料をもとに弊社にて整理)

2. 安全管理規程の設定等の義務付け対象事業者の拡大

自動車運送事業者は、平成18年10月から運輸安全マネジメント制度が導入され、道路運送法及び貨物自動車運送事業法によって、一定数以上の事業用車両を保有する場合は、輸送の安全性確保のため、安全管理規程の設定及び届出や、安全統括管理者の選任等が義務付けられている。

平成29年7月に、運輸審議会の答申において、自動車輸送分野における安全管理の取組みの更なる展開を図ることが必要であるとされたことを踏まえ、安全管理規程の設定等の義務付け対象事業者を拡大する旨の法改正が行われることとなった。

これまで、一般乗用旅客事業者や、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業者については、事業用車両を300両以上保有する事業者が対象となっていたが、昨年12月28日に、保有車両が200両以上の事業者を対象とする旨の改正法令が公布され、本年4月1日に施行された。（関係法令：旅客自動車運送事業運輸規則第47条の2及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の3）

本改正のパブリックコメントに対する国土交通省の回答によると、今回の改正に伴い、一般貨物自動車運送事業者のうち約150者、一般乗用旅客自動車運送事業者のうち約60者が新たに義務付け対象となる。なお、過去に自主的な届出を行い、運輸局にて受付されている事業者は、再度の届出は不要となるが、自主的に届出を行ったものの、運輸局による受付がなされていない事業者は、改めて届出の必要があるため注意されたい。

3. 貸切バス事業者における安全投資状況の確認

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」とする。）においては、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、事業者が安全な運行を行えるかどうかをチェックするため、平成29年4月1日から、事業許可更新制の導入及び安全投資計画、事業収支見積書等の作成が義務付けられた。

更新申請時以外においても、安全投資を適切に実施していないおそれがある貸切バス事業者について、安全投資状況を確認するため、道路運送法が改正されることとなり、本年4月24日に公布、同日に施行された。（関係法令：道路運送法）

対象となる事業者は以下の2者である。

- ①貸切バス事業者に対する監査の結果、事業運営に必要な経費が賄えていないおそれがある法令違反が確認された事業者
- ②外部から寄せられた情報を勘案し、安全投資状況の確認が必要と認められる事業者

実施方法としては、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」を踏まえて事業者の安全投資状況を確認し、その結果、安全投資状況が適切でない場合は、行政指導を実施することとなる。

4. 点呼における睡眠不足の確認

旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業における運転者の睡眠時間の不足による事故の防止を一層推進するため、運転者の健康管理に関する改正法令が、本年4月20日に公布され、6月1日に施行された。（関係法令：旅客自動車運送事業運輸規則及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」、貨物自動車運送事業輸送安全規則及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」）

改正内容は、以下の3点である。

- ①事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加

- ②事業者が乗務員の乗務前に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加
- ③運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない又は継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加

本改正のパブリックコメントに対する国土交通省の回答によると、睡眠時間に関して、一定時間以下であった場合は乗務させない等の基準は設けず、「運転者の自己申告や運行管理者等から見て、普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断する」こととしている。「運転者が睡眠不足ではないと申告している場合」でも、運行管理者等が「普段の様子等から考慮して睡眠不足である」と判断する場合には、その運転者を乗務させてはならないこととなる。

また、点呼簿への記録について、国土交通省は、「点呼の際に睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについて確認がなされ、その結果点呼簿に睡眠不足の状況が記載されているもの」であれば、点呼簿の記録方法は問わないとしている。点呼簿の様式も特に定められておらず、「睡眠不足の状況についての記録欄がある点呼簿」の用意が施行までに間に合わない場合や、「睡眠不足の状況についての記録欄がない点呼簿」がまだ余っている場合は、その余白部分に睡眠不足の状況について確認した結果を記入することが可能としている。

5. 運転者に対する指導監督指針の改正

自動車運送事業者においては、従来から、運転者に対して計画的に指導及び監督を実施することとされている。近年、緊急時の安全確保義務違反や居眠り運転等に起因する事故が発生している状況を踏まえ、緊急時の対応や睡眠不足の運転への影響等について、自動車運送事業者による運転者に対する教育を徹底させる必要があることから、指導及び監督指針が改正されることとなった。改正法令は本年6月1日に公布、同日に施行された。（関係法令：貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針）

改正内容は以下の2点である。

- ①貨物自動車運送事業者が運転者に対して行うこととされている指導及び監督の内容として、「睡眠不足が交通事故を引き起こすおそれがあることを理解されること」の追加等
- ②旅客自動車運送事業者が運転者に対して行うこととされている指導及び監督の内容として、「事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法を理解させること」、「睡眠不足が交通事故を引き起こすおそれがあることを理解させること」、「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法を理解させること」の追加等

国土交通省は、本改正に合わせ、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を改正しており、事業者においては積極的な活用が望まれる。

6. 過労防止関連違反等に係る処分量定の改正

過去の調査から、自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1~2割長いとの結果が出ており、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあるといわれている。長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題であり、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」（※）において取りまとめられた「直ちに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示された。

(※) 自動車運送事業について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するための会議

このような状況を踏まえ、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引き上げなど、行政処分等の基準について改正が行われることとなり、本年3月30日に改正法令が公布され、7月1日に施行が予定されている。(関係法令：自動車運送事業者に対する行政処分等の基準)

主な改正内容は以下の2点である。

- ①過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を2倍～4倍に引き上げる。(トラック、乗合バス、タクシーの初違反の主なもの)
- ②トラックの行政処分において使用を停止させる車両の割合を、最大で保有車両数の5割まで引き上げることとする。

今回の改正により変更となる処分例は表2の通りである。

表2 過労防止関連の処分例

	違反・処分内容	現行	改正後
例1	乗務時間等告示の遵守違反 (未遵守16件以上30件以下の場合の例)	20日車	40日車
例2	健康診断未受診	未受診者全運転者の半数未満： 警告	未受診者1名：警告
			未受診者2名：20日車
		未受診者全運転者の半数以上： 10日車	未受診者3名以上：40日車
例3	社会保険等未加入	加入対象者の一部が未加入： 10日車	加入対象者のうち、未加入 1名：10日車
			加入対象者のうち、未加入 2名：20日車
		加入対象者の全てが未加入： 20日車	加入対象者のうち、未加入 3名以上：40日車
例4	保有車両数10両の営業所に対し 車両停止処分150日車の場合	2両を75日間停止	5両を30日間停止

(国土交通省の発表資料をもとに弊社にて作成)

なお、国土交通省は、過労防止にあたって荷主の協力が不可欠なケースも多く、平成29年7月から運用が開始された「荷主勧告制度」と合わせ、引き続き、荷主の理解と協力が得られるよう対応を進めていくこととしている。

7. 過労運転による事故の防止に向けた提言

近年、自動車運送事業においては、運転者の長時間運転や過労を背景とした健康起因事故が増加傾向にあり、運転者の高齢化を迎える中で、事業者としても健康起因事故の防止は大きな課題となっている。また、健康起因事故は一度発生すると重大事故につながる恐れがあり、社会に与える影響も大きいいため、過労防止や健康管理への取り組みは非常に重要である。

直近の法令改正には、点呼における睡眠不足の状況の確認や、過労防止関連の違反等に対する厳罰化等が見られるように、国土交通省としても、運転者の過労防止や健康管理の強化に重点を置いた政策を進めていることがうかがえる。

国土交通省は、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」や、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等を発出し、事故防止の取り組みに活用できるようにしている。各事業者においては、運転者への指導や健康管理を行う上でぜひ参考にし、事故防止に取り組んでいただきたい。

MS & ADインターリスク総研株式会社
リスクマネジメント第二部
交通リスク第一グループ
主任コンサルタント 安藤 令

<参考文献>

- 1) e-Gov ウェブサイト「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について」
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155170005&Mode=2>)
(最終アクセス 2018年6月21日)
- 2) e-Gov ウェブサイト「『一般貸切旅客自動車運送事業者の安全投資状況の確認について』に関する意見募集結果について」
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180917&Mode=2>)
(最終アクセス 2018年6月21日)
- 3) e-Gov ウェブサイト「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について」
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180914&Mode=2>)
(最終アクセス 2018年6月21日)
- 4) e-Gov ウェブサイト「『旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針』及び『貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針』の一部を改正する告示案に関する意見募集結果について」
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180915&Mode=2>)
(最終アクセス 2018年6月21日)
- 5) e-Gov ウェブサイト「『自動車運送事業者に対する行政処分等の基準』の改正案に対する意見募集結果について」
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180908&Mode=2>)
(最終アクセス 2018年6月21日)

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研株式会社

リスクマネジメント第二部 交通リスク第一グループ

千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8916/FAX:03-5296-8942

<http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2018